労働判例研究会

林

誠

194

鉄道建設・運輸施設整備支援機構事件国労第一次訴訟控訴審判決

各雇用関係存在確認等請求控訴、 労判九八四号四八頁、労旬一七○八号六○頁、判時二○五三号一二七頁。 東京高裁平成二一年三月二五日判決、平一七(ネ)五〇一四号・平成一八(ネ)五四二六号、 民事訴訟法二六〇条二項に基づく申立事件

原審:東京地判平成一七年九月一五日

載を理由に組合員からY(鉄道建設・運輸施設整備支援機構)に対し提起さ れた一連の訴訟に関する初の高裁判決である。 国鉄民営化時の組合差別によるJR各社採用候補者名簿への不記

関係論等にも若干触れる(四)。 同種の裁判例を概観し(一)、被侵害利益・損害につき加えた考察(二)を 稿は右問題につき民事実体法の視点から理論的整理を試みる。【研究】では、 四条前段)が問題となった。この問題は損害を如何に把握するか、さらに加 害行為と不採用の因果関係を認めるべきかとの問題とも密接に関連する。本 本件では争点の一つとして、組合員の賠償請求権の時効起算点(民法七二 本件での起算点につき従来の判例と整合的な理解を探る(三)。因果

事実の概要

採用される等と定めていた。 簿を作成する、名簿記載者のうち設立 委員から採用通知を受けた国鉄職員は 基準に従い候補者を選定して候補者名 から承継法人の設立委員が示した採用 つき、国鉄が採用を希望する国鉄職員 わゆる改革法は承継法人の採用手続に 和六二年の国鉄民営化に関し、い

月一日事業団から解雇された。 簿に記載されず不採用となり、清算事 R北海道、JR東日本、JR九州の名 業団職員となった後、平成二年三月三 日までに再就職しなかったため同四 国労組合員Xらは、各々希望する」

> 判平成一五・一二・二二民集五七巻一 裁でも同様の判断が下された(最一小 理由により取消訴訟で取消され、最高 よる名簿作成等の際の組合差別につき 令等が出されたが、右命令は、国鉄に R各社を被申立人、Xらを含む組合員 JRは労組法上使用者に当らない等の に基づき、地労委乃至中労委で採用命 を申立対象者としてした救済命令申立 のJR不採用を不当労働行為とし、 号二三三五頁及び労判八六四号五百 その後、国労と各地方本部が組合員 以下「一五年最判」)。

変更をしたのが本件である。 月、予備的請求として、国鉄がした名 額)及び慰謝料を求める訴えの追加的 失利益(JR職員としての賃金等相当 れた等と主張し、不法行為に基づく逸 簿不記載によりXらは事業団に配属さ 法解雇等を理由に提訴し、同一六年五 を承継したYに対し、平成一四年一月 から同一五年一二月、事業団による違 X及びその相続人が国鉄及び事業団

された五名に関する請求を除き)Xら 求につき、(採用辞退等を理由に棄却 行為に基づく賠償請求権の時効消滅 の不記載を不法行為とした上、 有効とし主位的請求を斥け、予備的請 〔判時一九〇六号一〇頁〕は、 原審東京地判平成一七・九・一五 右不法 解雇を

XY双方が控訴。 時を起算点として否定した。 (民法七二四条前段)を、一五年最判

₩——判旨

護士費用等を除く)を認容。認めXら各人五○○万円の慰謝料(弁額する他、原審同様、Yの不法行為を関する請求を棄却、六名の認容額を減関する請求を棄却、六名の認容額を減

確定していたが、労委等がJRの使用 果が確定してしまうことの認識が当然 た以上、実体法上不記載時に不採用が に必要となる」。救済命令が取消され は、……不記載により不採用という結 ると、損害発生を認識するにあたって どの精神的損害が生じる……。そうす れにより慰謝料支払いの対象となるほ を制度上不可避的に招くからこそ、そ い。「不記載により不採用という結果 神的損害について賠償すべき」ではな 載されなかったことそれ自体による精 う結果と切り離された、……名簿に記 償の対象になる」。「不採用を招くとい 当該可能性侵害による精神的損害が賠 不公正な選考に基づく不記載により にする必要がある」。Xらが、国鉄の 賠償が認められる損害の内容を明らか るにあたっては、まず、本件において 「採用の可能性が断たれたことにつき - 消滅時効の起算点について検討す

> その可能な程度に損害及び加害者を知 賠償請求が事実上可能な状況の下に、 えた中断措置をXらに期待できなかっ るおそれがあ」り、救済命令取消に備 っていたとはいい難い」。 するまでは、Xらが、Yに対する損害 た。一五年最判で「命令の取消が確定 あるJR採用を求める取消訴訟におい 償請求することは、「相矛盾する態度 い。」XらがJR採用を求める取消訴 にその旨を認識し得たとまではいい難 とになるとしても、Xらにおいて当然 を指摘されるなどして、最大の目的で 訟を追行しつつ不採用を前提にYに賠 時点で不採用の結果が確定していたこ 者性は一義的に導かれ得なかった。 者性を認めたこと等に照らし、右使用 そうすると、結果的に名簿不記載の 国労ひいてはXらに不利益を与え

XらはJR職員としての賃金等を請れた……採用の可能性が侵害されたは希望者が基本計画上の要員数を上回は希望者が基本計画上の要員数を上回は希望者が基本計画上の要員数を上回は希望者が基本計画上の要員数を上回は希望者が基本計画上の要員数を上回は希望するJRに採用されたとれたには希望するJRに採用される当因果関係を認めえない。しかし、当因果関係を認めえない。しかし、当時では、不公正な選考に基づく……本件では、不公正な選考に基づく……本件では、不公正な選考に基づく……本件では、不公正な選考に基づく……本件では、不公正な選考に基づく……本件では、不公正な選考に基づくに対している。

ことについて、Xらはその精神的損害の賠償を求め」うる。Yは、判例上期の賠償を求め」うる。Yは、判例上期の賠償を求め」うる。Yは、判例上期事できるか否かのようにXらの人生設事できるか否かのようにXらの人生設計等に直接影響し、保護法益は重大といえること等から、本件では賠償が認められる。

研究

右)、③東京地判平成二〇・三・一三五〇〇万円)、②東京地判平成二〇・五〇〇万円)、②東京地判平成二〇・原審(弁護士費用等を除き各人慰謝料原審(弁護士費用等を除き各人慰謝料のとして①本件の裁判例として①本件

(棄却) がある。

益とする。

的であるとの発想に馴染もう。 状況の認識も要求する。右打撃が累積 をも斟酌し定められるとして、自らの とし、右打撃による慰謝料は不採用等 想に馴染む。他方、②は不記載又は就 とする。右時点で損害が生じたとの発 くなったことに伴う損害とし、それ故 判を起算点とするが理由は異なる。① 日)とする。対して、 生時を不採用時(昭和六二年四月一 係を仮定し損害を考えるため、損害発 職機会の喪失による精神的打撃を損害 不採用確定(一五年最判)時を起算点 は損害を不記載により採用の余地がな 次に起算点につき、③は前記因果関 ①②は一五年最

本判決は、採用可能性を被侵害利本判決は、採用可能性を被侵害利

1 因果関係が否定される場合 一 被侵害利益及び損害について

待権、機会は、従来医療過誤につき論否定されるとき被侵害利益たりうる期子の加害行為と不採用の因果関係が

ない。 被侵害利益としての可能性を認める。九・二二(以下「一二年判決」)以来、 るが、いかなる場合に侵害され、いか 可能性論は近時医療過誤外でも見られ なる損害が生じるか必ずしも明らかで 、最高裁は最二小判平成一二・

られる。だが、可能性侵害事案では、 与えられかねない。後者については、 られない。右賠償は全快した患者にも えることもできる。 の裏切りによる精神的損害を第一に考 しての、救命可能性等に伴う医師への 生命身体のような高次の法益の外延と 最終結果に関連付けられた損害も考え による裏付けを前提とすることから、 最高裁が最終結果回避の客観的可能性 を理由とする賠償を認める裁判例は見 信頼が実際の保護法益だとも言え、そ 最終結果を伴わない可能性自体の侵害 前者につき、少なくとも、死亡等の

生じうる。そして、損害発生自体につ は一五年最判時となる。 き右確定の認識を要するから、発生時 とき、それは不採用確定により初めて による損害を第一に精神的損害とする よって、本判決のように可能性侵害

因果関係が肯定される場合

失による損害発生時は区別を要する。 逸失利益は、③判決も言うように、 被侵害利益たるJR職員の地位の喪

> より填補されえたに過ぎない。 ても、生じた損害がJRの命令履行に で救済命令是認の可能性があったとし 採用時に現実に生じる。一五年最判ま 不採用者に現に賃金支給がない以上不

けるという不均衡も生じない。 否定されるときに比し被害者保護に欠 時効進行することにより、因果関係が (一五年最判) 時に新たな損害が生じ て、②判決のように、地位喪失確定 に確定したときで質が異なる。従っ 地位喪失が事実状態にあるときと法的 から生じる慰謝料と異質なのと同様で たと見るべきであろう。不採用時から は、離婚慰謝料が婚姻関係破綻の事実 以上から、本件では逸失利益であ 他方、地位喪失に伴う精神的損害

ば一五年最判時に発生したと言える。 は不採用確定による精神的損害であれ ば昭和六二年四月一日、可能性侵害又

三 起算点について

し、また、賠償義務者の人物は明白で^(a) 不払の事実、精神的損害はその性質か 利益につき行為者の賠償義務を認識し 主観的態様に係らしめた趣旨から、右 った時」の解釈では起算点を被害者の ある。しかし、「損害及び加害者を知 ら前記各時にその発生を現実に認識 事実認識に加え被害者がそれらの不 本件では、Xらは、逸失利益は賃金

しえたかが問われる。ているか、さらに請求権を事実上行使

違法性の認識

であれば認識しうる事実を認識してい等が不法行為責任を負うことを一般人 四年一一月頃には、不記載につき国鉄しうる。そして、Xらも遅くとも平成 国鉄による不記載の違法性のXらにお ける認識を認めうる。 や採用命令の履行による損害填補がな 任を負うとしても、現実にバックペイ たと推認しうる。従って、右時点で、 い限り、Xらは国鉄等に対し権利行使 立がされていたが、JRが労組法上青 本件ではJRを被申立人とし救済申

2 請求権行使の事実上の可能性

は右の意に解されよう。 Xらに不利益となる虞があるとするの る。本判決がYへの請求が取消訴訟で 部分が取消される虞がある。このとき 令後判決が確定した場合も同様であ 訴訟が提起されれば同様の理由から右 救済命令前に認容判決が確定した場 求め国鉄等に対し賠償請求を提訴し、 JR採用の途がXらに閉ざされる。 定後採用命令がされたとしても、取消 分が棄却される虞がある。仮に判決確 合、採用に代わる将来の逸失利益の賠 **合定され、申立のうち採用を求める部** 償が得られることを理由に救済利益が しかし、Xらが、将来賃金の填補を

の手続に与える影響如何である。 本件での問題は賠償訴訟の判決が他

妥当しない。 場は、本判決が言うように、本件では ざされかねなかった。だとすれば、他 づく請求権の行使を求める右最判の立 の救済の途があるときに不法行為に基 により他の救済(JR採用)の途が閉 た。対して、本件では、賠償判決確定 ばAとの和解により借地権を取得しえ 決が先に確定しても、その後Bは例え を認めた。右最判の事案では、賠償判 ているとしても損害を知りうるとし、 三年経過して請求を拡張し、建物収去 につき、Bが代金相当額を求め提訴後 ・二七は、無権利者から土地買受後所 最初の提訴時を起算点として時効消滅 し、救済の途(AB間訴訟)が残され による損害の賠償を求めた部分に関 が登記官の過失を理由にした国賠請求 有者Aから明渡請求を受け敗訴したB Yが援用する最一小判昭和四三・六

前の賠償請求を期待しえない。従っ 至上目的とするXらに、救済命令確定 的に両立しない虞があり、JR採用を 求が事実上可能な状況の下に知ったの 為責任とJRの労組法上の責任が最終 以上より、本件では、国鉄の不法行 Xらが、損害及び加害者を賠償請 一五年最判時と言うべきである。

可能性論の限界

可能性論の射程

本判決は可能性侵害を認めるに止ま 載なしと直ちに言えない。それ故か、 等では希望者数が要員数を大きく上回 数は要員数と同数とされ、JR北海道 った。従って、不公正評価なくば不記 の因果関係認定は容易でない。登載者 系列を辿るが、不公正な評価と不記載 とき評価、不記載、不採用という因果 法行為として捉える必要がある。この な評価から不記載に至る過程全体を不 まで不法行為としえないため、不公正 本件では、公正な評価を経た不記載

るべき利益であ」ることを理由とす る。本件でも同様に言える。 て、右の可能性は法によって保護され 人にとって最も基本的な利益であっ しかし、一二年判決は、生命維持は

りで、労働者たる地位の維持は人にと も可能性侵害を認め得よう。 ることを意味するとも言える。その限 するための基本的利益たる労働者とし とを強いられることは、人として存立 では、長年従事してきた職を離れるこ 当時まで一般的だった終身雇用制の下 計等への影響を指摘する。少なくとも って最も基本的な利益と言え、本件で ての安定した収入や環境を終生奪われ この点につき本判決はXらの人生設

因果関係推定の是非

する。だが、義務違反により右解明がを推認することが規範の趣旨に適うと 最終結果も差当たり行為者に負わせる 案でも同様である。右見解の前提には 不能となり、規範が回避しようとする する危険が現に生じたとき、因果関係 目的に照らし当該規範が回避しようと べきとの判断がある。 危険が現に生じる点は、可能性侵害事 係解明が不能となり、義務設定規範の 水野教授は、義務違反により因果関

(JR職員の地位の喪失) による損害 も言える。本件では、Xらにつき公正 では可能性侵害を認めるに止まったと 険が加害者、被害者いずれに由来する 題となり、損害を直接もたらしうる危 する危険(不安定狭心症)の制御が問 師による制御の可否が問題となった。 ・一・二三では、先行行為(麻酔剤注の因果関係を認定した最三小判平成八 防止する血圧測定義務の違反と右機序 をもたらす抽象的危険(血圧不明)を を差当たり国鉄に負わせうる。 険は国鉄に由来し、それ故その実現 鉄が制御しえたかが問題となる。右危 な評価がされず不採用となる危険を国 かが両事案で異なった。それ故、後者 他方、一二年判決では、患者自身が有 入)による危険(迷走神経反射)の医 第一に、迷走神経反射に続く心停止

> う国鉄の作為に由来するとも見うる。 このとき、公正な評価(適法な手続 認定されるべきであろう。 き、不採用との因果関係は推定を超え 続保障の観点から許されない。このと立委員に代わり裁判所がすることは手 図する限り、Yの主張に沿う判断を設 改革法が手続保障による法益保障を企 の主張は適法行為選択の抗弁となる。 を経てもXらは不採用であったとのY 第二に、右危険は不公正な評価とい

五 おわりに

法二四八条の活用が考えられる)。 損害の賠償を認める余地は残る(民訴 述のように財産損害乃至それに準ずる し、一概に低額と言えない。但し、前 概ね六○○万円以下であることに照ら める医療過誤(死亡)事案で認容額が との批判があるが、従来、右侵害を認 可能性侵害等による慰謝料額が低額

- (1) 東京地裁平成一六年(ワ)第二五三 ○五三。 五七号。LEX/DB文献番号二五四四
- 2 民集五四巻七号五七八頁
- 3 一一四〇号八六頁等参照。 最三小判平成一五・一一・一一判タ
- 4 では治療を開始しえなかったXにつき可能 脳梗塞を発症し、治療の適応があった時点 二〇二号二五九頁の多数意見は、拘置所で 最一小判平成一七・一二・八判ター
- 性侵害を否定する。 水野謙「国労組合員のJR不採用問

〇八号(二〇〇九年)一九頁参照。 題における因果関係論について」労旬一七

- (6) 医療過誤裁判例では慰謝料しか認め
- (7) 最二小判昭和四六·七·二三民集二
- 六巻一号二一八頁参照。 大判昭和一二・六・三〇民集一六巻 最三小判平成一四・一・二九民集五
- 二七巻一〇号一三七四頁参照。 一二八五頁参照。 最二小判昭和四八・一一・一六民集
- (1) 末川博「不法行為による損害賠償請 七一年)一一九頁以下参照。 池慶四郎「不法行為による損害賠償請求権 波書店・一九七〇年)六四一頁以下及び内 の時効起算点」法学研究四四巻三号(一九 求権の時効」『権利侵害と権利の濫用』(岩
- 組合員が不記載に関する事業団の不法行為 一九九七年)二六三頁参照。 『新現代損害賠償法講座1』(日本評論社・ ③判決によれば、この時までに一部

松久三四彦「消滅時効」山田卓夫編

二三巻一一号二二六五頁参照 最一小判昭和四四・一一・二七民集

責任に言及する等していた。

- 15 訴務月報一四巻九号一〇〇三頁。
- 16 水野・前掲一三頁以下。
- 民集五〇巻一号一頁。
- 水野・前掲一六頁参照
- (二〇〇六年) 二〇二頁。 Haftungsrecht, Rz. 193. Vgl . Deutsch , Allgemeines 小宮文人「判批」 判時 一九二五号

(はやし・せいじ 小樽商科大学准教授)

